

(平成 30 年度前期以降)

## 特定事業所集中減算に係る Q & A

特定事業所集中減算について、お問い合わせが多いものを中心に掲載しました。ご参考ください。

### ◎ 制度全般に関することについて

Q 1 特定事業所集中減算について知りたい場合や様式をダウンロードしたい場合、どこを見ればわかりますか。

A 1 江戸川区介護保険のページの「事業者向け情報>居宅介護支援事業者関係>特定事業所集中減算（平成 30 年度前期以降）について」に、関係法令、江戸川区に提出する様式、「正当な理由」の判断基準等を掲載していますので、参考にしてください。

Q 2 9 月の紹介率最高法人の割合が 80%を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合、いつから減算になりますか。また、返還をしなければなりませんか。

A 2 80%を超えているかどうかは、9 月だけで判断するのではなく、半年間の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、以下のようになります。

① 前期…判定期間 3 月分から 8 月分→減算適用期間 10 月分から 3 月分  
[但し、平成 30 年度については前期を 4 月分から 8 月分とします。]

② 後期…判定期間 9 月分から 2 月分→減算適用期間 4 月分から 9 月分

例えば、平成 30 年 4 月から 8 月までで 80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、平成 30 年 10 月分の請求から減算することになります。したがって、遡って返還等をするものではありません。

※ 本来減算だったにもかかわらず減算せずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合は、遡って返還を命じる場合があります。

Q 3 例えば、訪問介護の紹介率最高法人が 80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは訪問介護を位置付けられている利用者の居宅介護支援費だけでしょうか。

A 3 特定事業所集中減算は、一つのサービスでも 80%の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することになります。したがって、例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても、減算することになります。

### ◎ 基本的な提出方法について

Q 4 提出先の郵便番号、住所、宛先はどこになりますか。

A 4 下記の宛先へ郵送をお願いします。(提出期限必着)

(平成 30 年度前期以降)

〒132-8501 東京都江戸川区中央 1 丁目 4 番 1 号  
江戸川区福祉部介護保険課指導係 特定事業所集中減算担当あて

- Q 5 紹介率最高法人の割合が 80%を超えています。判定期間の月平均の居宅サービス計画数が 20 件以下である等の正当な理由に該当している (と思われる)。それでも「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出しなければなりませんか。
- A 5 80%を超えていれば正当な理由に該当している場合であっても「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合、届出様式の所定欄に正当な理由の番号を記載して提出してください (正当な理由に該当するかどうかは、江戸川区が判断します)。
- Q 6 紹介率最高法人の割合が 80%を超えていませんが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成しなければなりませんか。
- A 6 80%を超えていなければ「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出は不要ですが、全ての居宅介護支援事業所が作成して、2年間保管しなければなりません。
- Q 7 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は、80%を超えた場合、法人の代表者印を押して提出し、保存しますが、80%を超えない場合でも代表者印を押さなければいけませんか。
- A 7 必ずしも代表者印を押さなくてもよいですが、法人内で責任のある者が確認していることがわかるように保管されてあることが望ましいです。
- Q 8 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出方法が郵送となっていますが、郵送方法はどちらがよいですか。
- A 8 普通郵便でかまいませんが、届いたかどうか心配であれば配達記録や書留などの方法でもかまいません。  
なお、届出書様式のコピーと返信用封筒を同封していただければ、コピーに収受印を押して返送いたします。ただし、あくまで届出書を収受したことを確認するための対応となりますので、届出書の判定結果通知ではないことをご了承ください。
- Q 9 3 月 (9 月) 15 日までに提出が間に合わない場合はどちらがよいですか。
- A 9 必ず間に合うように提出してください。万が一遅れる場合は事前にご連絡ください。
- Q 10 3 月 (9 月) 末で廃止予定ですが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出義務はありますか。
- A 10 作成し保管することは必要です。80%を超えていれば「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出してください。その際、正当な理由の欄に「3 月 (9 月) 末廃止」と記載してください。
- Q 11 特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (加算様式 1-11) (加算届)」も提出する必要がありますか。

(平成 30 年度前期以降)

A11 「加算届」は、減算の適用の有無が変わる場合に提出が必要となります。具体的には、減算の適用が①「なし」から「あり」になる場合、②「あり」から「なし」になる場合の2通りです。

特に、減算が「あり」から「なし」になっても、この加算届が提出されなければ、減算「あり」のままになり、引き続き減算して請求することになりますので、ご注意ください。

また、「なし」から「あり」になった場合で、特定事業所加算を取得している事業所は、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますので、加算届の提出が必要になります。

Q12 Q11 の加算届はいつまでに提出すればよいですか。

A12 加算届は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に江戸川区福祉部介護保険課指導係特定事業所集中減算担当へ提出してください。判定期間が前期であれば9月15日まで、後期であれば3月15日までが提出期限です。

#### ◎ 計算方法等について

Q13 「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とありますが、これは新たに作成したものをカウントするのでしょうか。

A13 その月に給付管理（報酬請求）したプランをカウントします。新規作成だけではなく、その月に利用している方全てをカウントします。

Q14 区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、この場合の件数のカウント方法はいつになりますか。

A14 サービスを提供した月でカウントします。例えば、4月サービス分を月遅れで6月に5月サービス分と一緒に請求したケースは、5月ではなく4月の件数にカウントします。

Q15 介護予防は件数に含まれますか。

A15 含まれません。

Q16 基準該当の事業所分は件数に含まれますか。

A16 含まれません。

Q17 例えば、A法人のB事業所とC事業所の訪問介護を利用している場合、BとCそれぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。

A17 紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、B事業所とC事業所の利用者の数を合わせた、A法人の利用者の割合で計算します。

Q18 例えば、同一の利用者がA法人とB法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。

A18 「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」（＝分母）は1件とカウントします。

(平成 30 年度前期以降)

A 法人と B 法人に位置付けた居宅サービス計画数 (=分子) には、それぞれ 1 件ずつカウントします。

(具体例)

訪問介護の利用者 100 人のうち、A 法人のみ利用が 80 人、B 法人のみ利用が 15 人、A, B 両方利用しているのが 5 人の場合、

A 法人は  $(80+5) \div 100 = 0.85 = 85\%$

B 法人は  $(15+5) \div 100 = 0.20 = 20\%$  になります。

#### ◎ 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書の記入方法について

Q19 事業所 1、事業所 2 とありますが、上位 2 つの事業所を計算するというのでしょうか。

A19 計算は上位 2 つだけでなく、全てカウントします。同一法人で、3 つ以上の事業所を利用している場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」に上位 2 つまで記入し、3 つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書 別紙」を使用してください。

Q20 同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいのでしょうか。

A20 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書には、どちらか 1 法人を記載し、別紙 (任意様式) に他の法人を記載してください。

Q21 紹介率が 80% 以下のサービスは記入しなくてもよいのでしょうか。

A21 紹介率が 80% 以下の場合でも、全て記入する必要があります。

Q22 正当な理由が複数当てはまる場合は、どのように記入したらよいのでしょうか。

A22 いずれか 1 つの番号を記入いただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありますので、複数の番号を記入することを推奨しています。

#### ◎ 正当な理由について

Q23 「日常生活圏域」とは何ですか。

A23 「日常生活圏域」とは、介護保険法の規定に基づき、区市町村が介護保険事業計画において定める区域のことです。江戸川区の介護保険事業所計画については、江戸川区介護保険のページの「条例計画など>第 7 期事業計画」に掲載しています。

Q24 「サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で 5 事業所未満」とありますが、実際に何か所あるのかわかりません。どこから情報を入手すればよいのでしょうか。

A24 事業所の情報については、江戸川区に届出等された内容に基づき、江戸川区介護保

(平成 30 年度前期以降)

険のページの「事業者向け情報>居宅介護支援事業者関係>特定事業所集中減算（平成 30 年度前期分以降）について」に掲載していますので、そちらを確認してください。

Q25 東京都福祉サービス第三者評価については、どこに問い合わせをすればいいでしょうか。

A25 第三者評価に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

東京都福祉サービス評価推進機構

(公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室)

電話 03-3344-8515

また、とうきょう福祉ナビゲーション (<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)

も参考にしてください。

#### ◎ 通所介護・地域密着型通所介護の取扱いについて

Q26 平成 28 年 4 月 1 日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わりましたが、継続して通所介護を利用している者も多いことから、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて分けて計算する必要があるでしょうか。

A26 特定事業所集中減算に係る届出書のうち、通所介護等については、平成 30 年 4 月以降においてもそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えありません。

※[平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A Vol. 1 (平成 30 年 3 月 23 日)問 135]参照